

君津市空き家バンクを活用した定住促進活動に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部（以下「乙」という。）は、空き家バンクを活用した君津市における定住促進のための活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙が連携・協力し、市外居住者等に対して、君津市空き家バンク実施要綱（平成27年君津市告示第160号。以下「要綱」という。）第2条に規定する空き家（以下「空き家」という。）を活用することにより、君津市への定住を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「空き家の仲介」とは、空き家の賃貸借もしくは売買を希望し、甲に登録申込みをした者（以下「物件登録者」という。）の物件に対し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）と当該物件の賃貸借もしくは売買の媒介等を行うことをいう。

（甲の役割）

第3条 甲は、空き家バンクを活用し、空き家の有効活用を通して、市民と市外居住者等との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るものとする。
2 甲は、ホームページ等への掲載、チラシ等の配布などの方法により、君津市空き家バンクの周知を図るものとする。
3 甲は、乙に対し空き家の仲介に係る協力を依頼するものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、前条第3項の規定により甲から空き家の媒介に係る協力を依頼されたときは、物件登録者に連絡し、空き家の状況を調査し、登録に関する物件登録者への助言等を行ったうえで、空き家の仲介を行うものとする。
2 甲は、要綱第9条の規定による交渉申込があった場合は、速やかに物件登録者及び乙に通知し、乙は、当該利用希望者の希望する空き家の仲介を行うものとする。
3 甲は、登録者又は利用希望者より空き家の有効活用等に関する相談があった場合、相談内容を乙に提供し、乙は相談内容を基に、相談者に対して情報提供に努めるものとする。
4 乙は、甲が行う空き家バンクを活用した定住促進に係る活動に協力するものとする。

（結果等の報告）

第5条 乙は、第3条第3項の規定により依頼を受けた登録者と仲介の契約を書面で締結するものとし、当該契約締結後、速やかにその写しを甲に送付し、報告するものとする。

2 乙は、前条の規定による仲介の結果について速やかに甲に報告するものとする。

（苦情又は紛争の処理）

第6条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、空き家の仲介の業務に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定期間が終了する日の2か月前までに、甲乙いずれからも更新しない旨の意思表示がない場合は、この協定は1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 9月 30日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号

君津市
市長

鈴木洋一郎


乙 千葉県木更津市潮浜1丁目17番59号

木更津商工会館4F

一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会南総支部
支部長

吉田浩幸
